

更メテ發表スルナラバ明日ヨリ出勤スヘントテ引揚ケシ

斯クテ爭議團本部ニテ揚ルル被解雇者ハ幹部ノ對撫ニヨリ同日右八時三十分頃全員工場ニ至リ工場主ニ會見申込タルニ前團ノ代表者ニ面會スハク諾シ勞資代表ハ折衝ノ結果左記條件ニ以テ丹滿詳決セリ

記

一 解雇者十七名ノ内十五名ニ解雇シニ名ハ復職ノ承認スルコト(茂木 江泉)
曩ニ解雇者ト同時ニ辭職セタルニ名ハ解雇者ト見

做シ同一午當ヲ支給スルコト
解雇午當總額貳千八百圓也

内 譯

金貳千七百円 日給貳月トシ三月分支給

金壹百円 爭議費用

金拾 円 復職ニ名ニ對シ爭議中ノ午當

- 二 組合加盟ハ各人ノ自由ナル又勸誘ヲ為ササルコト
- 三 解雇午當ノ規定ハ成可至急制定ノコト
- 四 同一勞働者ニ對シテ同一工賃ヲ支給フコトハ考慮ス
- 五 雇入右三ヶ月以後ハ請負制度ニスル事ハ考慮ス